

## 「丸森町過疎地域持続的発展計画（案）」の概要

### 1 過疎地域持続的発展計画とは

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「過疎法」という。）に基づき過疎地域が持続可能な地域づくりに取り組むために丸森町が策定する計画です。

過疎地域の現状と課題、その対策の方針と事業を分野別に記載し、過疎脱却に向けた地域づくりを総合的かつ計画的に実施していくための計画です。

過疎法は、10年間の時限法であり、計期間は、前期計画5年間（令和3～7年度）後期計画5年間（8～12年度）で、今回策定する計画は、後期計画です。

計画は議会の議決を経て定める必要があり、令和8年3月議会で提案予定です。

計画に基づく事業を実施する場合には、国の支援措置が受けられるものがあります。

### 2 計画概要

**基本方針** 第六次丸森町総合計画に基づき、持続可能なまちづくりを推進

理念（目指すべき将来像）

DESIGN NEW MARUMORI つくろう、新しい日常を。

指針（将来像の実現に向けた考え方）

指針1 安心して日々を過ごせるあたらしい環境を、つくろう

指針2 故郷への誇りを育てるあたらしい習慣を、つくろう

指針3 夢や憧れへ挑戦できるあたらしい機会を、つくろう

#### 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5力年（後期計画）

#### 分野別計画

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	19
---------------------	----

【概要】移住定住等多様な人材確保や、地域社会の担い手育成等について記載しています。

【項目】移住・定住・地域間交流の促進、人材育成等

産業の振興	21
-------	----

【概要】農林水産業、商工業及び観光について、地域の特性に応じた産業振興の方針について記載しています。

【項目】農業、林業、水産業、商業、工業、観光又はレクリエーション

地域における情報化 . . . . . 38

【概要】デジタル化の推進、町民生活の利便性の向上について記載しています。

【項目】地域の情報化、行政手続きのオンライン化、IT講習会

交通施設の整備、交通手段の確保 . . . . . 39

【概要】各地域の市町村道や、バス等の公共交通手段を提供する方針について記載しています。

【項目】道路、町民バス、デマンドタクシー、阿武隈急行等

生活環境の整備 . . . . . 45

【概要】水の確保や住宅など、快適な生活環境を守るための方針について記載しています。

【項目】水道施設、町営住宅、防災等

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 . . . . . 50

【概要】子育てサービスや介護サービスの確保等に関する方針を記載しています。

【項目】児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉

医療の確保 . . . . . 56

【概要】必要な施設、医療の確保、医療機関の協力体制等に関する方針について記載しています。

【項目】医療体制の整備、在宅医療等

教育の振興 . . . . . 59

【概要】公立小中学校の施設や体育施設等の整備、通学支援等、教育の充実に関する方針について記載しています。

【項目】学校教育環境の整備・充実、生涯学習の推進

集落の整備 . . . . . 65

【概要】協働のまちづくり、集落の維持や活性化について記載しています。

【項目】住民自治組織、集落支援員、空き校舎等

〔概要〕文化財の保存や伝統文化の継承に取り組む環境整備について記載しています。

## 【項目】資料館運營、藝術文化振興

[概要] 再生可能エネルギーの推進の方針を記載しています。

## 【項目】地球温暖化対策

〔概要〕交流事業の方針を記載しています。

#### 【項目】姊妹都市交流、国際交流

## 今後の予定

- ・ 2月3日(火)～2月16日(月) 意見募集(パブリックコメント)
  - ・ 2月下旬 意見に対する町の考え方の公表
  - ・ 1月下旬～2月中旬 宮城県事前協議・回答
  - ・ 2月下旬 議会
  - ・ 3月下旬 計画策定